

神奈川県国土整備局の設計業務等のプロポーザル方式に関する要領

(趣旨)	第1条
(用語定義)	第2条
(種別)	第3条
(対象要件)	第4条
(手続き)	第5条
(手続きに関する調整)	第6条
(参加資格の審査)	第7条
(手続き開始に係る公示)	第8条
(参加説明書)	第9条
(参加表明書)	第10条
(技術提案書の提出者の選定)	第11条
(技術提案書)	第12条
(特定委員会)	第13条
(技術提案書の特定)	第14条
(特定結果の公表)	第15条
(苦情申立て)	第16条
(その他)	第17条
附 則	

(趣旨)

第1条 この要領は、県土整備局が発注する調査、設計等の業務のうち、高度な知識や構想力、専門的な技術力及び経験を必要とする業務の発注にあたり、技術提案を求めるこことにより、意欲及び技術的能力等を評価し最適な受注者を特定する「プロポーザル方式」を適用する場合において必要な事項を定めるものとする。

(用語定義)

第2条 本要領で使用する用語、その他については、次に掲げるとおり定義する。

- (1) 建設コンサルタント等 「競争入札の参加者の資格に関する規則（昭和40年規則第106号）」の規定に基づく登録がなされたコンサルタント及び設計事務所の他、本要領の手続きの対象となる設計調査業務を実施する調査会社をいう。
- (2) 特定調達 「政府調達に関する協定（平成6年4月15日）」及び「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）」の規定に基づく調達をいう。
- (3) 選定 技術提案書を提出する者を選ぶ作業をいう。
- (4) 入札参加資格審査会等 「県土整備局工事等に係る条件付き一般競争入札参加資格設定要領」（平成18年4月1日）の規定に基づく県土整備局工事等入札参加資格審査会及び「県土整備局事業管理部県土整備経理課並びに県土整備局事務所及びセンター機種等選定会議要綱」（平成16年3月22日）の県土整備経理課機種等選定会議又は事務所機種等選定会議をいう。
- (5) 指名業者選定会議等 「県土整備局工事等指名業者選定要領」（平成11年6月1日）の規定に基づく県土整備局工事等指名業者選定会議及び「県土整備局事業管理部県土整備経理課並びに県土整備局事務所及びセンター機種等選定会議要綱」（平成16年3月22日）の県土整備経理課機種等選定会議又は事務所機種等選定会議をいう。
- (6) 参加説明書 参加表明を行う際に提出する次号の書面に記載する事項等を説明するため交付される書面をいう。
- (7) 参加表明書 参加を希望する建設コンサルタント等が参加表明するために提出する書面をいう。
- (8) 技術提案 技術提案書の提出、技術者のヒアリングなどの手続きをいう。
- (9) 技術提案書 手続きに参加する建設コンサルタント等より提出される技術提案等を記載した書面をいう。
- (10) 提出要請 技術提案書の提出を要請することをいう。
- (11) 評価基準 提出された技術提案書を評価するために設ける基準をいう。
- (12) 特定 次号の「特定委員会」により、技術的に最適な技術提案書を審査する作業をいう。
- (13) 特定委員会 参加表明した者より提出された技術提案書の特定を行うために、設置する組織をいう。
- (14) 経理課長等 本庁発注の業務にあっては県土整備経理課長、事務所及びセンター（以下「事務所」という。）発注の業務にあっては事務所長及びセンター所長（以下「所長」という。）をいう。
- (15) その他 本要領で扱う日数は、休日（土曜日、日曜日及び祝日並びに年末年始）を除くものとする。

(種別)

第3条 本要領で規定するプロポーザル方式の種別は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公募型プロポーザル方式 業務の執行規模が「特定調達」の適用基準額以上の業務に適用するプロポーザル方式で、第6条から第15条の手続きを伴うもの。
- (2) 簡易公募型プロポーザル方式 業務の執行規模が、250万円超から「特定調達」の適用基準額未満の業務に適用するプロポーザル方式で、第6条から第15条の手続きを伴うもの。
- (3) 指名型プロポーザル方式 業務の執行規模が、250万円以下の業務に適用する方式で、

技術提案書の提出者の選定を「指名選定会議等」により指名するもの。

2 前項の各種別における特定委員会の別は、別表一のとおり。

(対象要件)

第4条 本要領に基づくプロポーザル方式の対象となる業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 都市計画調査、総合開発計画調査、環境影響調査、複数の分野にまたがる調査等広範かつ高度な知識と豊かな経験を必要とする業務
- (2) 特殊な重要構造物の計画調査、大規模かつ複雑な施工計画の立案、景観を重視した施設設計、高度な構造計算を伴う設計、高度な解析を伴う地質調査等比較検討又は新技術を要するものであって高度な知識と豊かな経験を必要とする業務
- (3) 景観調査、大規模な軟弱地盤対策調査、密度流の二・三次元解析調査、技術・管理システム等の評価検討調査、既設施設の機能診断、先端的な計測・試験を含む地質調査等先例が少なく実験解析又は特殊な観測・診断を要する業務
- (4) 計画から設計または施工監理まで一貫して発注する、または一貫した判断を伴う業務
- (5) 象徴性、記念性、芸術性、独創性、創造性等を求められる設計業務及び高度な技術的判断を必要とする設計業務（いわゆる設計競技方式の対象とする業務を除く。）
- (6) その他、標準的な積算基準を有しない業務であって、技術的課題などからプロポーザルに基づき執行することが適当であると発注所属長が認める設計及び調査業務

2 プロポーザル方式の適用にあたっては、前項の業務を対象として、発注所属長の判断により適用するものとする。

(手続き)

第5条 本要領に基づくプロポーザル方式は、次に掲げる手続きによるものとする。

- (1) 公募型プロポーザル方式 入札参加資格審査会等、手続き開始の公示、参加表明、技術提案書の提出者の選定(指名業者選定会議等)、技術提案、特定委員会、特定結果公表
- (2) 簡易公募型プロポーザル方式 入札参加資格審査会等、手続き開始の公示、参加表明、技術提案書の提出者の選定(指名業者選定会議等)、技術提案、特定委員会、特定結果公表
- (3) 指名型プロポーザル方式 指名業者選定会議等、参加表明、技術提案、特定委員会、特定結果公表

(手続きに関する調整)

第6条 本要領に基づくプロポーザル方式を適用するときは、発注課長は、県土整備経理課及び技術管理課と、発注所長にあっては、当該業務を所管する本庁課、及び技術管理課と調整のうえ、次に掲げる事項（参加資格の部分を除く。）を定めるものとする。

- (1) 当該業務に係る手続き開始の公示の記載事項
- (2) 参加説明書
- (3) 技術提案書の提出者を選定するための基準
- (4) 技術提案書を特定するための評価基準

(参加資格の審査)

第7条 経理課長等は、公募型プロポーザル方式及び簡易公募型プロポーザル方式の手続きに立ち、参加資格を入札参加資格審査会に諮るものとする。

(手続き開始に係る公示)

第8条 経理課長等は、公募型プロポーザル方式及び簡易公募型プロポーザル方式の手続き開始の公示をするものとする。

2 手続き開始の公示は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 「かながわ電子入札共同システム」の手続きによるものとする。
 - (2) 手続き開始の公示にあっては、原則、前号によるものとするが、必要に応じ神奈川県公報により公示するものとする。
- 3 前項第1号の公示にあっては、次条の規定の基づく参加説明書を添付するものとする。
- 4 公募型プロポーザル方式及び簡易公募型プロポーザル方式は、原則、手続き開始の公示をした

日から10日間を公示期間とする。

(参加説明書)

第9条 参加説明書の交付は、次に掲げる手順によるものとする。

- (1) 経理課長等は、公募型プロポーザル方式及び簡易公募型プロポーザル方式の手続きにあっては、原則として、参加説明書を手続き開始の公示をした日から「かながわ電子入札共同システム」及び「入札情報サービスシステム」により交付するものとし、指名型プロポーザル方式にあっては、指名選定会議等により提出要請先を選定し、電子媒体又は紙媒体により送付するものとする。

2 参加説明書は次に掲げる事項を記載するものとする。ただし、指名型プロポーザル方式については、必要に応じて記載する事項を選択するものとする。

- (1) 業務名、業務内容及び履行期限
- (2) 技術提案書の提出者に要求される参加資格
- (3) 技術提案書の提出者を選定するための基準
- (4) 技術提案書を特定するための評価基準
- (5) 参加表明書記載事項の説明
- (6) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法
- (7) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法
- (8) 参加表明書及び技術提案書の作成様式記載上の留意事項
- (9) 技術提案書の提出者に関する選定通知及び非選定通知に関する説明
- (10) 業務概要に関する質問期間、提出方法及びその回答方法
- (11) ヒアリングを実施する場合は、その日時、場所等
- (12) 参考見積もりを徴収する場合、その提出方法
- (13) 技術提案書の特定通知及び非特定通知に関する説明
- (14) その他発注所属長が必要と認める事項

3 前項の7号、11号については、第11条1項の通知に合わせ別途通知することができる。この場合、参加説明書の7号、11号にその旨を記載するものとする。

(参加表明書)

第10条 参加表明書には、次の事項を記載した書類を添付するものとし、「かながわ電子入札共同システム」又は書面により提出するものとする。

- (1) 提出者の参加意思
- (2) 当該業務の実施体制
- (3) 技術提案書の提出者に要求される資格の有無
- (4) 技術提案書の提出者を選定するための基準の該当事項
- (5) その他発注所属長が必要と認める事項

2 参加表明書の提出期間は次のとおりとし、原則として経理課長等が受理するものとする。

- (1) 公募型プロポーザル方式及び簡易公募型プロポーザル方式は、手続き開始の公示をした日から10日間以上とする。
- (2) 指名型プロポーザル方式は、指名通知をした日から10日間以上。
(技術提案書の提出者の選定)

第11条 経理課長等は、公募型プロポーザル方式及び簡易公募型プロポーザル方式において、本庁発注にあっては発注課、事務所発注にあっては担当工務課の補佐を得ながら、技術提案書の提出者に要求される資格及び技術提案書の提出者を選定するための基準に基づき参加表明した者の審査を行い、その結果を指名業者選定会議等に諮り、技術提案書の提出者を5者程度に選定するとともに、その結果を参加表明した者に通知し、併せて技術提案書の提出を要請するものとする。

2 技術提案書の提出者が選定の結果、1者となった場合であっても、技術提案書は提出するものとし、その内容の適否を特定委員会に諮るものとする。

- 3 前項の通知から技術提案書の提出までは次に掲げる期間を設けるものとする。
- (1) 公募型プロポーザル方式 40日以上
 - (2) 簡易公募型プロポーザル方式 5日以上
 - (3) 指名型プロポーザル方式 5日以上
- (技術提案書)
- 第12条 技術提案書の内容は、当該業務の評価項目に照らし極力簡潔なものとする。また、原則として参加説明書に示されているもの以外の追加資料は受理しないものとする。
- 2 技術提案書の提出方法は、「かながわ電子入札共同システム」、持参、送付、電子メールのいずれかによるものとし、参加説明書に明記するものとする。
- 3 技術提案書提出後は、原則として技術提案書に記載された内容の変更を認めないものとする。
- 4 技術提案書提出時又はヒアリング実施時に、必要な場合は参考見積りを求めることができる。ただし、参加説明書において参考見積りの取扱いを明らかにしておくものとする。
- 5 技術提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とするものとする。
- 6 特定されなかった技術提案書については、提出者が希望する場合は返却するものとする。
- 7 提出された技術提案書は、提案者に無断で使用しないものとする。
- 8 技術提案書に虚偽の記載をした者は、当該業務の技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことなど明らかにしておくものとする。
- (特定委員会)
- 第13条 建設コンサルタント等から提出される技術提案書の中から、技術的に最適なものを特定することを目的として、「県土整備局プロポーザル方式に係る特定委員会」を設置する。
- 2 特定委員会は、次に掲げる事項を審査する。
- (1) 前条の技術提案書の特定
 - (2) その他、各特定委員会の委員長が必要と認めた事項
- 3 特定委員会は、別表－2に掲げる者をもって組織する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長が不在のときはその職務を代理する。
- 5 委員長又は副委員長の出席のもと、構成委員全体数の半数以上の出席をもって特定委員会の成立とする。
- 6 委員長が必要と認めたときは、別表－2に拠ることなく、委員以外の者の意見を求めることができるものとする。
- 7 特定委員会は非公開とし、委員及び関係職員は議事について秘密を守らなければならない。
- 8 特定委員会の庶務は、本庁実施の委員会にあっては、技術管理課が、事務所実施の委員会にあっては、当該事務所の工事契約課が担当工務課の補佐を得ながら行うものとする。
- 9 委員の特定委員会への出席にあたっては、本庁発注の委員会にあっては発注担当課の委員、事務所発注の委員会にあっては発注担当部の委員の場合は、技幹又は主幹以上のものが代理出席できるものとする。
- また、県土整備経理課長が委員として出席出来ない場合は、副課長が代理出席できることとする。
- ただし、事前に委員長が必要と認めた場合は、委員長が指定したものが代理することができる。
- (技術提案書の特定)
- 第14条 経理課長等は建設コンサルタント等から提出された技術提案書を取りまとめ、特定依頼書を添えて特定委員会に提出するものとする。
- 2 委員長は、前項の提出及び依頼があった場合は、各委員に特定委員会開催の通知を行うものとする。
- 3 特定委員会は提出された技術提案書について評価基準に基づき評価を行い、また、必要に応じてヒアリングを実施して当該業務について技術的に最適な者を特定するものとする。
- 4 技術提案書の特定は、参加説明書において記述した評価項目、評価の着目点によることとする。
- 5 特定委員会は、必要に応じ特定者の次に、技術的に最適な者を次点とすることができます。

- 6 委員長は、技術提案書を特定したときは、その結果を経理課長等に通知するものとする。
- 7 経理課長等は、特定された技術提案書の提出者に対し、技術提案書を特定した旨の通知を行い、特定されなかった者に対しては、技術提案書を特定しなかった旨及びその理由を通知するものとする。

(特定結果の公表)

第15条 経理課長等は、前条第7項の通知を行った後、速やかに特定委員会の特定結果を次に掲げる方法により公表するものとする。

- (1) 「かながわ電子入札共同システム」及び「入札情報サービスシステム」の手続きによるものとする。
- (2) 本庁発注においては発注課、事務所発注においては発注事務所にて閲覧するものとする。
- (3) 特定結果の公表にあっては、原則、第1号及び第2号によるものとするが、必要に応じ神奈川県公報により公示するものとする。

(苦情申立て)

第16条 公募型プロポーザル方式にあっては、「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成12年4月4日)、簡易公募型プロポーザル方式及び指名型プロポーザル方式にあっては、「入札及び契約の過程に係る苦情処理の手続きについて」(平成21年4月1日)によるものとする。

(その他)

第17条 この要領に定めるものの他、必要な事項については次に掲げるとおりとする。

- (1) プロポーザル方式の運用方法の詳細については、別に定めることとする。
- (2) その他、特定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮り定める。

附則

- 1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要領の規定の平成21年度における適用にあたっては、技術管理課と調整するものとする。

附則

- 1 この要領は、平成22年5月7日から施行する。
- 2 この要領の規定の平成22年度における適用にあたっては、技術管理課と調整するものとする。

附則

- 1 この要領は、平成23年6月7日から施行する。
- 2 この要領の規定の平成23年度における適用にあたっては、技術管理課と調整するものとする。

附則

- 1 この要領は、平成25年4月19日から施行する。
- 2 この要領の規定の平成25年度における適用にあたっては、技術管理課と調整するものとする。

附則

- 1 この要領は、令和4年4月19日から施行する。
- 2 この要領の規定の令和4年度における適用にあたっては、技術管理課と調整するものとする。

別表－1

種 別／特定委員会の別	本庁委員会	事務所委員会
公募型プロポーザル方式	特定調達適用基準額以上	本庁委員会のみ
簡易公募型プロポーザル方式	250 万円を超える、特定調達適用基準額未満	本庁委員会のみ
指名型プロポーザル方式	本庁発注で、250 万円以下	技術管理課と協議のうえ、原則として、事務所発注で 250 万円以下。 ただし、建築物等の設計に係る発注案件は、本庁委員会のみ。

別表－2

第13条第3項に規定する特定委員会の構成委員について

委員会の別／発注の別	本 庁 発 注	事 務 所 発 注	
		建築物等発注案件以外	建築物等発注案件
本庁委員会 公募型プロポーザル方式 (特定調達適用基準額以上)	担当部の部長 技術管理課長 県土整備経理課長 発注課長 学識経験者(1～2名)	担当部の部長 技術管理課長 県土整備経理課長 担当課長 学識経験者(1～2名) 発注事務所長	建築住宅部長 技術管理課長 県土整備経理課長 建築指導課長 営繕計画課長 施設整備担当課長 (総務局財産経営部) 学識経験者(1～2名)
本庁委員会 簡易公募型 プロポーザル方式 (250 万円を超える特定調達適用基準額未満)	担当部の部長 技術管理課長 県土整備経理課長 発注課長	担当部の部長 技術管理課長 担当課長 発注事務所長 発注事務所工務部長	建築住宅部長 技術管理課長 県土整備経理課長 建築指導課長 営繕計画課長 施設整備担当課長 (総務局財産経営部)
本庁委員会 指名型プロポーザル方式 (250 万円以下)			
事務所委員会 指名型プロポーザル方式 (250 万円以下) *要技術管理課と協議		発注事務所長 発注事務所副所長又は次長 発注事務所工務部長 発注事務所管理課長 発注事務所工事契約課長	
【備考】		1. 表中枠内の最上段から委員長、副委員長とする。 2. 委員長は審査案件により必要と認められる場合は、本表以外の者を委員に加えることができる。	